

宮城県観光産業基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

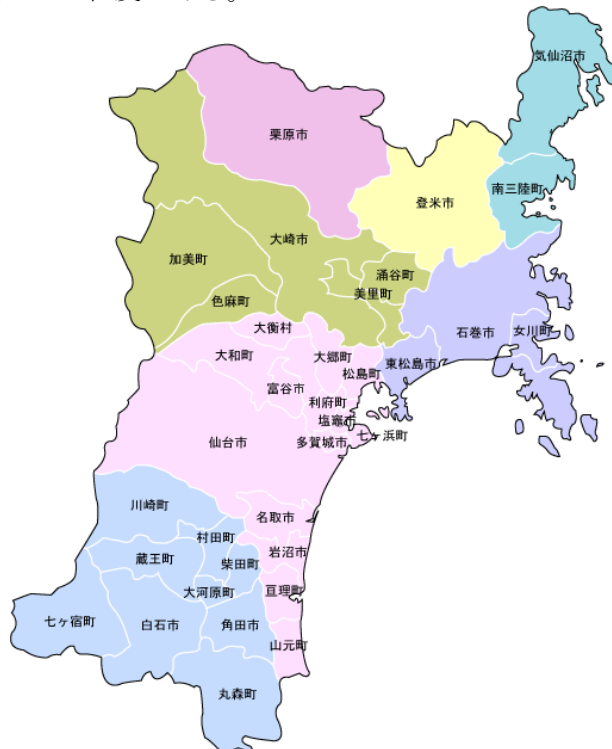
（１）促進区域

設定する区域は、宮城県（仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町）の行政区画とする。

なお、設定する区域は、令和３年７月１日現在の行政区画により表示したものである。自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区については除外する。

本区域は、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、県立自然公園条例に規定する県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全条例に規定する県自然環境保全地域、緑地環境保全地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域等を含むものであるため、「８ 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。なお、区域設定にあたっては、環境保全担当課と調整済みである。また、本区域において、土地利用関係の諸計画等がすでに策定されている場合は、当該諸計画等と調和して整合を図るものである。

概ねの面積は 728, 229 ha 程度である。



(2) 地域の特徴(地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等)

宮城県は、日本の首都東京から約 300km 北東、東北地方の中心に位置している。東は太平洋に面し、三陸沖の豊かな漁場と日本三景の一つ松島をはじめとする風光明媚な観光地などに恵まれており、西には蔵王・船形・栗駒などの山々が連なり、中央部には国内有数の穀倉地である仙台平野が広がっている。

インフラの整備状況としては、東北自動車道を基軸にして、仙台都心部を取り囲むように仙台都市圏高速環状ネットワーク(仙台北部道路、仙台東部道路、仙台南部道路)が整備され、三陸自動車道や常磐自動車道、国道 4 号との接続によって、県内各地や首都圏等への円滑なアクセスが確保されている。また、宮城県内の三陸自動車道は令和 2 年度に全線が開通し、みやぎ県北高速幹線道路も令和 3 年度に全線が開通したことから交通アクセスがより向上した。さらに、平成 28 年 7 月に民営化された仙台空港や、仙台塩釜港のうち、仙台港区・塩釜港区・石巻港区が東北の産業を支える物流拠点として整備されており、鉄道網として南北を縦断する JR 東北新幹線や東北本線等も整備されている。

県内の人口は、少子高齢化や東日本大震災の影響等により、直近 5 年間で平成 27 年の 2,333,899 人(国勢調査)から令和 2 年の 2,301,996 人(国勢調査)と、約 1.37%減少しており、前回国勢調査時点(平成 27 年、14,266 人、約 0.6%減少)よりも減少幅が拡大している。一方、本県には東北大学をはじめとする多くの大学が所在しており、国内外から優秀な人材の流入が続いているものの、これら大学等卒業者の県内企業への就職決定(内定)者数は 45.2%(令和 2 年度就職者)に止まる状況であり、東京圏を中心とした県外転出割合が高い。

観光産業について、本県の観光客入込数は、震災前である平成 22 年の 6,129 万人から平成 28 年には 6,084 万人と、ほぼ震災前の水準まで回復した。また本県の宿泊観光客数は、平成 22 年の 805 万人泊から平成 28 年の 922 万人泊と 14.5%増加となっている。さらに外国人観光客宿泊者は平成 22 年の 15.9 万人泊から平成 28 年には 17.5 万人泊と、震災前の平成 22 年を約 10%上回り過去最高を更新し、復興が着実に進んでいる。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本県は、県政運営の基本指針である「新・宮城の将来ビジョン」を令和 2 年 12 月に策定した。経済波及効果の大きい観光関連産業については、ビジョンの方向性を踏まえ、各種観光キャンペーンなど催し物や行事を活用した積極的な誘客活動の推進や、日本三景の一つ松島や蔵王山をはじめとする景観や温泉などの宮城らしい資源を生かし、地域が連携した観光資源の発掘・整備を進めている。また、観光施設及び案内板・標識、無料公衆無線 LAN の整備、バリアフリー・ユニバーサルデザインの普及推進による観光客受入態勢の整備拡充とともに、広域観光周遊ルートの設定や仙台空港民営化等を契機とした東北が一体となった各種プロモーション活動などの広域観光に向けた取組の推進に取り組んでいる。

また、県が行う観光振興に関する施策を戦略的かつ積極的に推進するために策定した分野別計画であり、平成 23 年に制定した「みやぎ観光創造県民条例」に基づく観光振興に関する基本的な計画としての位置づけである「第 4 期みやぎ観光戦略プラン」においては、世界遺産や自然公園などをはじめとした東北の持つ雄大な自然など、多彩で魅力ある観光資源を

磨き上げながら、農林水産業など各産業との連携を図り、東北の豊かな風土を生かした観光を推進するとともに、東北の各県と連携し、東北一体となって国内外からの誘客を積極的に行い、仙台空港の民営化等を契機とした東北のゲートウェイ機能を活用しながら、東北の広域観光の充実を図ることとしている。

観光産業は、経済効果や雇用効果に対する即効性が高く、農林水産業などの「第1次産業」、食品加工や製造業などの「第2次産業」、商業や運輸、飲食業などの「第3次産業」まで、様々な産業が関わるすそ野の広い総合産業であり、地域経済全体にとって重要な役割を担っている。

県全体の観光客入込数は順調に回復しているものの、観光客の旅行形態の変化により、本県の観光消費額は、震災前である平成22年の3,283億円から平成28年は3,044億円と、いまだ震災前の水準まで回復していない現状がある。このため特に県外客や外国人、富裕層など、観光消費額の高い観光客の誘客に一層力を入れるとともに、多様化するニーズに対応した観光資源の磨き上げと、観光宿泊施設や観光施設等の受入環境整備の推進により、観光客の滞在日数や観光消費額を高める必要がある。

このことから、地域の特性を生かした魅力ある観光地域づくりを推進するとともに、観光客の満足度と観光消費額を高めることで、すそ野の広い観光産業全体の成長を促進していく。そして、観光業界の発展だけでなく、地域の経済を支え、質の高い雇用の創出を推進する。

（2）経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
促進区域内における地域経済牽引事業による付加価値増加額	一百万円	285 百万円	—

（算定根拠）

・1事業者あたり3,029万円以上の付加価値額を創出する地域経済牽引事業者を6件創出し、これらの地域経済牽引事業者が1.57倍の経済波及効果をもたらすことで、促進区域内に285百万円の付加価値を創出することを目指す。

・また、KPIとして、「第4期みやぎ観光戦略プラン」の宿泊観光客数の目標数値を設定する。観光客入込数及び宿泊観光客数を増加させることで、促進区域内における地域経済牽引事業による付加価値増加額を高める。

【任意記載のKPI】

	現状(H28)	計画終了後(R5)	増加率
観光客延べ入込数/年	6,084 万人	7,000 万人	15.0%
宿泊客延べ数/年	922 万人泊	1,000 万人泊	8.5%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

事業期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値額増加分 5,049 万円を上回ること。

（算出根拠）

宮城県の１事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成 24 年））である 5,049 万円としたもの。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進区域内に所在する事業者の売上げが開始年度比で 10.0%以上増加すること。

②促進区域内に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 1 人以上増加すること。

なお、（２）及び（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合には、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

（地図）

（２）区域設定の理由

（３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

①【地域の特性】日本三景松島をはじめとする雄大な自然環境等の特色ある観光資源と東北のゲートウェイ機能を持つ仙台空港等の交通インフラ

【活用戦略】観光

(2) 選定の理由

イ 日本三景の一つ松島等の観光資源を活用した観光分野

日本三景の一つとして知られる松島湾エリアは、湾の自然やその景観、古くからの信仰や国府、伊達家などにまつわる歴史・文化、松島湾の海の恵みを素材とする食の魅力など、一級の観光資源を有し、宮城県のみならず東北を代表する観光地である。特に古くから信仰の地として拓かれている瑞巖寺や五大堂は広域的な誘致力を有する観光資源である。

宮城県観光統計概要によると、松島湾エリア 3 市 3 町の平成 28 年観光客入込数は 822 万人であり、松島とセットで訪れることの多い岩手県の世界遺産平泉の観光客入込数約 200 万人と比べても多くの観光客が訪れる観光地である。

平成 25 年には、「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟が認められたことで、湾エリア内の塩竈市、多賀城市、東松島市、松島町、七ヶ浜町、利府町の 3 市 3 町と宮城県による「再発見！松島“湾”ダーランド構想」共同宣言が行われ、「松島湾ダーランド推進計画」が策定された。現在、インバウンド受入体制の強化、観光地域づくりを支える人材育成やプロモーション展開等、松島湾エリアの 3 市 3 町が一体となった広域連携等に取り組んでいる。松島湾は、東北地方の中核都市である仙台市と近接しているため、約 7 割の観光客が仙台市とのセットで訪れ、仙台市と広域的な観光利用は高い状況にある。平成 27 年に国土交通大臣に認定された広域観光周遊ルート「日本の奥の院・東北探訪ルート」の主な広域観光拠点に仙台市とともに位置づけられ、広域観光のより一層の展開が期待できる。

また当県には、県内各地に泉質豊かな温泉地が存在するほか、県南地域には御釜や樹氷などの雄大な自然景観が楽しめる蔵王山、三陸沿岸地域には三陸復興国立公園や三陸ジオパーク、県北地域には平成 27 年 9 月に日本ジオパークに認定された栗駒山麓ジオパークのほか、平成 29 年 12 月に大崎地域が世界農業遺産に認定されるなど、数多くの魅力的な観光資源が存在する。さらに平成 29 年 11 月には韓国済州島発祥の観光資源を組み合わせたトレッキングコース「オルレ」に世界で 3 番目に認定され、現在、気仙沼市唐桑及び東松島市宮戸、大崎市、登米市を中心に推進をしている。加えて、平成 28 年 4 月には、本県及び仙台市、塩竈市、多賀城市、松島町とともに文化庁に申請した「政宗が育んだ“伊達”な文化」が日本遺産に認定された。

こうした多彩で魅力ある観光資源を磨き上げながら、地域の特性を生かした魅力ある観光地域づくりや、本県及び各市町村の都市計画やまちづくりの活動の方向性に合わせた観光宿泊施設や観光施設等の受入環境整備を推進し、国内外へ向けた効果的な誘客プロモーション等の取組に加えて、観光客の満足度と観光消費額を高めることで、観光産業全体の成長を促進するとともに、地域経済全体の活性化に繋げる。

ロ 仙台空港等のインフラを活用した観光分野

東北のゲートウェイとしての機能を担っている仙台空港は、平成 28 年 7 月に国管理空港として全国で初めて民営化を実現、仙台国際空港株式会社による運営が開始され、LCC 等の航空路線の拡充や空港と東北各地を結ぶ直行バス等の二次交通の充実が図られている。

航空路線に関しては、平成 28 年にアジアナ航空によるソウル便が毎日運航となったほか、タイガーエア台湾による台北便が新たに就航した。また平成 29 年にはスカイマークによる神戸便が就航したほか、ピーチ・アビエーションが仙台空港を拠点化し、札幌便と台北便が新たに就航した。なお、平成 30 年 4 月には、フジドリームエアラインズによる出雲便も新規就航した。

空港からの二次交通に関しては、主たるアクセス手段である仙台空港アクセス鉄道に加えて、民営化後、空港を発着するバス路線が計 5 路線開設された。

平成 28 年度の仙台空港旅客数は、国内線が約 294 万人、国際線が約 22 万人、国内線・国際線合計で約 316 万人となっている。なお、平成 29 年度の旅客数は合計で約 344 万人となり、最高値を更新した。

ただし、本県の外国人観光客宿泊者については、平成 22 年の 15.9 万人泊から平成 28 年には 17.5 万人泊と、震災前の平成 22 年を約 10%上回り過去最高を更新し復興への堅実な寄与があるものの、東京電力福島第一原子力発電所事故の風評被害や宿泊施設等の復旧の遅れなどが影響し、全国の外国人観光客宿泊者数と比較すると、1%にも満たない現状であり、全国と比べ大きく遅れている。

こうした現状を踏まえ、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた外国人観光客の誘客のため、東アジア市場（台湾、中国、韓国、香港）を中心に欧米豪などの新市場を含めた観光客の誘致を図るとともに、海外における風評を払拭するための正確な観光情報の継続的な提供や、多言語案内の設置や無料公衆無線 LAN 環境の整備をはじめとした外国人観光客等の受入環境整備等の取組が必要である。

今後は、仙台空港の航空路線の更なる拡充や二次交通の充実・強化、訪日外国人旅行者の多様化するニーズをとらえた戦略的なプロモーションを実施するとともに、外国人が円滑かつ快適な旅行を行うための受入環境の整備や東北を周遊する広域観光ルートの形成に取り組んでいく。

そして、本県及び各市町村の都市計画やまちづくりの活動の方向性に合わせた観光宿泊施設や観光施設等の受入環境整備を推進することにより、観光客の満足度と観光消費額を高めることで、観光産業全体の成長を促進するとともに、地域経済全体の活性化に繋げる。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載した地域の特性を生かして、観光産業を支援していくためには、地域のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業展開に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 本地域内において活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、一部の市町村において、観光宿泊施設や観光施設等に対し、固定資産税の減免措置に関する条例を制定する。

② 地方創生推進交付金の活用

令和元年度以降、地方創生推進交付金を活用し、地域の特色ある観光資源を活用した観光産業分野において、地域経済牽引事業者への設備投資支援等による事業環境の整備のほか、観光振興事業の実施に必要な支援を実施する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 県が保有する公共データの逐次開示

県が保有する人口や交通等の社会基盤、各種経済指標、観光統計等の情報について、インターネット上で公表しており、事業者がデータとして活用できるよう周知を図る。

※上記を進めるに当たっては、宮城県個人情報保護条例に基づき、個人情報保護されるよう適切な管理を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

宮城県経済商工観光部観光政策課及び市町村の観光振興担当部局において、事業者の抱える課題解決のための相談を受け付ける。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、事案の性質に応じ、必要な場合は知事や関係市町村にも相談の上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① 市町村と県の緊密な連携

事業者の地域経済牽引事業の実施に当たっては、規制事項の解決をはじめとして市町村と県の双方に関わる事項が存在するため、両者が緊密な連携と適切な役割分担を図り、企業のニーズにきめ細かく対応する。

(6) 実施スケジュール		
取組事項	平成 30 年度	平成 30 年度 ～令和 5 年度 (最終年度)
【制度の整備】		
① 固定資産税の減免条例	6 月議会・9 月議会 条例提 案	運用
② 地方創生推進交付金の 活用	新規事業の検討	新規事業の検討及び運用、 評価
【情報処理の促進のための環境整備 (公共データの民間公開等)】		
① 公共データの逐次開示	随時	随時
② 個人情報保護	随時	随時
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】		
県・市町村担当部局による 相談	随時	随時

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、公益社団法人宮城県観光連盟、一般社団法人東北観光推進機構、県内各地域における DMO などの地域に存在する支援機関が緊密な連携により支援を行う必要がある。このため、本県では、これらの支援機関による連携支援計画の作成に向け、関係支援機関の理解醸成に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 公益社団法人宮城県観光連盟

宮城県内の観光振興に関する事業を通じて、地方文化産業と地域社会の健全な発展に寄与することを目的とした組織であり、事業者と連携した誘客プロモーションや事業者に対する観光情報提供などの支援を実施する。

- a 企画調査に関する事業
- b 観光情報収集及び発信に関する事業
- c 観光客誘致対策に関する事業
- d 観光開発、啓発及び研修に関する事業

② 一般社団法人東北観光推進機構

東北 6 県及び新潟県における、広域連携による観光産業振興と地域経済の発展への寄与を目的とした組織であり、観光庁の広域連携 DMO へ登録している。インバウンドのための東北が一体となったプロモーションや東北観光をプロデュースできる人材育成などに取り組んでおり、事業者に対し誘致に関する連携や情報提供などの支援を実施する。

- a 海外からの観光客等を誘致するための事業
- b 国内観光客及び教育旅行を誘致するための事業
- c 東北の認知度向上及び観光客の満足度向上のための事業
- d 広域観光戦略の策定と推進体制づくりのための事業

③ 公益社団法人宮城県国際経済振興協会

国際経済振興に係る環境整備を図り、宮城県の産業経済の発展に寄与することを目的として設立された団体であり、韓国ソウル特別市にソウル事務所を、中国大連市に大連事務所を設置し、以下の事業に取り組んでおり、事業者に対し、韓国・中国観光客の誘致に関する連携や情報提供などの支援を実施する。

- a 国際経済に関する情報の収集・提供事業
- b 県内企業の海外展開に係る支援事業
- c その他、目的を達成するために必要な事業

④ 仙台・松島復興観光拠点都市圏 DMO

外国人観光客を中心とした誘客拡大を目的に、東北観光の拠点として、仙台市及び松島湾地域、仙台空港を含む周辺エリアを中心として平成 30 年 3 月に設立し、観光資源の発掘や磨き上げ、受入体制の整備といった事業に重点的に取り組むこととしており、事業者に対し誘致に関する連携や情報提供などの支援を実施する。

- a マーケティング・リサーチ事業
- b 受入体制整備事業
- c プロモーション事業
- d 周遊型・着地型観光商品造成事業

⑤ 一般社団法人宮城インバウンド DMO

宮城県南部に位置する南宮城 4 市 9 町（白石市・名取市・角田市・岩沼市・蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町・亘理町・山元町）において、自治体関係者等とともに、外国人観光客の誘致事業に取り組んでいる観光庁の登録地域連携 DMO であり、事業者に対し誘致に関する連携や情報提供などの支援を実施する。

- a 海外直接営業や Web・SNS 等を活用した海外プロモーション業務
- b 地域インバウンド取組体制構築事業
- c インバウンドデータ分析事業
- d 外国人観光客受入環境整備事業
- e 地域資源を活かした滞在コンテンツ充実強化事業

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（１）環境の保全

促進区域においては、人口、産業の都市への集中に対応し、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現を目指した宮城県環境基本計画の基本理念に基づき、適切な環境対策の実施など、積極的に自然環境の保全等に努めている。

今後、当地域における産業の集積に対応して、総合的かつ計画的な環境保全に関する対策を講じるとともに、エネルギーの効率的利用や地産地消、自然との共生に努める。加えて、その土地がもつ固有の歴史的・文化的な景観についても十分配慮する。

なお、宮城県環境白書を作成・公表することにより、県民や事業者が環境問題の現状に対する理解と認識を深めるとともに、自主的な環境保全活動や創造に資する活動等の実践や、県等が講じた環境施策の進行状況の県民等による確認が可能となるよう努めている。

① エネルギーの効率的利用と地産地消

環境負荷の少ない持続可能な地域社会を構築するために、県民や事業者の環境に配慮

した行動・活動の実践を促す意識啓発活動を進めるとともに、環境保全への配慮とエネルギーの安定供給との調和を図りながら、温室効果ガス排出の抑制に向け省エネルギーや再生可能エネルギー等の導入及びエネルギーの地産地消に向けた取組を促進する。

② 自然環境の保全

市街地等においては、都市公園の整備や道路の緑化を推進するほか、鳥獣保護区、国立・国定公園、県自然環境保全地域、緑地環境保全地域、県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地等については、生物多様性の保全を図るため多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮するとともに、希少種が確認された場合には、専門家の意見を聴く等して、良好な自然環境の保全に努める。また、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、予め地方環境事務所と調整し、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

③ 文化財の保護

史跡・名勝・天然記念物の指定地域については、その保護に努めることとし、埋蔵文化財についてはその保存に努める等、文化財保護法の趣旨に基づき文化財の保護に細心の配慮をする。あわせて、その土地が持つ固有の歴史的・文化的な景観の保全にも努める。

(2) 安全な住民生活の保全

県及び市町村は、事業者及び地域住民と連携・協働し、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保に万全を期すため、安全・安心活動センター等の地域活動拠点を整備するなどの必要な措置を講じ、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するための取組を推進する。

具体的には、下記の事項に取り組む。

- ① 防犯カメラ、照明等防犯設備の整備
- ② 道路、公園、工場等における防犯に配慮した施設の整備・管理
- ③ 地域住民等が行う防犯ボランティア活動への積極的な参加・協力
- ④ 従業員を対象とした法令遵守及び被害防止を目的とした安全教室等の開催
- ⑤ 不法就労等を防止するための必要な措置
- ⑥ 安全・安心活動センター等地域活動拠点の整備
- ⑦ 地域住民の意見を十分に把握した安全確保対策の推進
- ⑧ 犯罪や事故の発生時における警察への連絡体制の整備及び捜査への協力

(3) その他

地域経済牽引事業の促進に当たっては、県、市町村、地域経済牽引支援機関、事業者がそれぞれの役割を認識し、相互に連携しながら推進することとし、毎年、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しを行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

該当無し

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第47号)附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針(以下「新基本方針」という。)に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画(以下「新基本計画」という。)を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

(新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。)

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。